

PCB 廃棄物処理施設の解体撤去にあたっての基本方針

令和 3 年 11 月 24 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理を行うために、世界でも類を見ない化学プラントによる処理を採用し、全国 5 箇所に設置した PCB 廃棄物処理施設（以下「施設」とする）において、2004 年より順次、処理事業を行ってきた。我が国唯一の高濃度 PCB 廃棄物処理業者として、安全で確実な事業の実施と情報共有・公開を重視し、一日でも早い処理完了の実現に向けて事業を推進してきた。

今後、対象 PCB 廃棄物の処理を完了し操業を終了した後の適切な時期に、各施設において解体撤去を行うことになる。北九州事業所第 1 期施設は 2019 年 3 月末に操業を終了し、既に解体撤去のフェーズに入っている。

JESCO の PCB 廃棄物処理事業は、施設の解体撤去を安全確実に終了してはじめて、その歴史的使命を果たすことになる。この点を念頭に、処理事業における環境安全方針を踏まえ、施設の解体撤去は以下の方針に沿って実施するものとする。

1. 解体撤去にあたっての基本的な考え方

(1) 環境の保全の徹底

施設の解体撤去にあたり、屋外への PCB の漏洩防止の徹底はもとより、解体撤去工事により生じる排気、排水、騒音、振動等の影響を防止するための措置（周辺環境のモニタリングを含む）を講じる。また、解体撤去の工法や機器等の選定にあたっては、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制についても考慮する。

さらに、解体撤去工事に伴い発生する廃棄物について、高濃度 PCB 含有廃棄物は、JESCO 施設で低濃度 PCB 含有廃棄物のレベルまで除去分別、もしくは卒業基準以下まで無害化処理を実施し、低濃度 PCB 含有廃棄物は無害化処理認定施設に適切に払い出す。

(2) 工事における万全な安全衛生の確保

施設の解体撤去は非定常作業の連続であり、3H 作業（初めて・変更・久しぶり）も多くなることから、解体撤去に従事する作業者の安全及び健康を確保するための措置を講じ、無災害・無事故の達成を期す。これを実現するために、解体撤去に携わる JESCO（本社及び事業所）、運転会社、元請業者（JESCO から直接、工事を請け負う業者）、下請業者（元請業者の下で工事を行う業者）の間の十分な意思疎通を図るとともに、手

順や基準等を整備し、工事における労働安全衛生体制を確立する。

(3) ステークホルダー等の理解と信頼の確保のための情報共有・公開

JESCO は、環境安全方針にあるとおり、環境安全活動に係る情報を積極的に開示し、地域住民、処理委託者、国・自治体、取引先等のステークホルダーの理解と信頼の確保に努めている。

施設の解体撤去においても、その実施にあたっての計画や進捗状況、周辺環境モニタリング等に関する情報などを地域住民や国・自治体、関連業者等と共有し積極的に公開することにより、またこうした情報を立地自治体の監視委員会等において説明することにより、ステークホルダー、さらに社会一般からの理解と信頼の確保に努める。

2. 解体撤去工事を進める上での対応

【関係法令等の遵守】

解体撤去工事にあたって、JESCO はコンプライアンスを重視し、環境安全関連の法令、立地自治体との協定及び自主基準などを遵守する。

【PCB の除去分別の優先実施】

工事の実施前にプラント設備や建屋に付着している PCB の調査を行い、その結果に基づいて PCB の除去分別を実施し、除去を確認した上で解体工事を進める。設備構成などにより除去分別作業が困難な場合には、適切な防護具を着用する等の措置を講じた上で解体工事を行う。PCB の除去分別作業やプラント設備の解体工事の段階では、操業時と同様に、負圧管理を維持し換気空調設備を稼働させながら建屋内で作業を行うことを基本とし、それを見据えた関連設備の保全を実施する。

【BAT 及び BEP の適用】

工事の実施にあたっては、「利用可能な最良の技術」(BAT: Best Available Techniques) や「環境のための最良の慣行」(BEP: Best Environmental Practices) を踏まえて、PCB の飛散を抑制する解体工法や現場での 4S 活動（整理・整頓・清掃・清潔）などを適用することで、周辺環境及び作業環境の保全を徹底し安全な工事を行う。

【事業所ごとの対応と知見・経験の後世への継承】

各事業所において設備の種類や構成、立地状況が異なることから、各事業所の特性に合致した解体撤去の手法・工法・手順・工程とすることを基本とする。先に解体撤去工事を行った事業所で得られた知見や経験は他の事業所での工事にも展開し、また関連の委員会や部会、監視委員会等の意見をいただきながら、JESCO 全体での解体撤去の技術・技量を向上させる。こうして積み重ねた知見や経験が、今後の有害廃棄物処理施設の解体撤去の参考となるよう、マニュアル等の文書として取りまとめて後世に継承する。

3. 解体撤去を進める上での手順

操業の終了後の適切な時期に速やかに解体撤去の工程に入ることができるよう、各事業所は、解体する施設の調査及び解体撤去の準備作業と解体撤去の計画的な実施について操業中から検討を進める。

操業時と同様に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会」（以下「委員会」とする）及び委員会の下に設置された 5 つのエリアにおける事業の PCB 処理事業部会並びに技術部会、作業安全衛生部会から、解体撤去の進め方や工事の進捗について、指導・助言・評価等をいただく。特に各 PCB 処理事業部会では、該当する処理事業所の特性に配慮した対応の検討や解体撤去の経過状況のチェック等をお願いする。また、解体撤去に関する全般的な課題や、技術面や作業安全衛生面で専門的な課題（例 関連技術や作業環境の改善策の開発・評価）については、技術部会や作業安全衛生部会にて検討願う。上記の状況に合わせて、監視委員会等にも適宜報告し、いただいたご意見等を次の工程に反映させていく。

JESCO は、本基本方針に沿って、解体撤去の実施に際して遵守すべき技術的及び労働安全衛生に関する事項等を「解体撤去実施マニュアル(共通編)」として取りまとめる。この解体撤去実施マニュアル(共通編)は、技術部会及び作業安全衛生部会で検討し、PCB 廃棄物処理事業検討委員会でご意見を伺って策定する。なお、同マニュアルは、北九州事業所第 1 期施設の先行解体撤去工事の知見を反映させて取りまとめるが、その後の解体撤去工事からの新たな知見を基に適宜改訂を行う。

JESCO は、本基本方針及び解体撤去実施マニュアル並びに各施設の特性に基づく検討結果に沿って、各施設の解体撤去工事ごとに、環境省及び立地自治体との協議並びに事業部会での審議を経て、「解体撤去工事实施計画」を策定する。解体撤去工事实施計画には、解体撤去工事の概要（施設の概要、工事の順序や対象範囲、工事の実施体制、スケジュール等）、解体撤去工事の環境対策・安全対策（周辺環境のモニタリング、労働安全衛生対策、PCB 廃棄物を含む解体撤去物の適正処理等）、解体撤去の情報共有・公開に関する具体的な方法を記載する。なお、この解体撤去工事实施計画は監視委員会等に説明し、ご意見をいただく。

JESCO は、解体撤去工事实施計画に基づき、工事業者が行う工事内容の詳細を記した「解体撤去工事仕様書」を取りまとめ、工事の発注を行う。工事を受注した元請業者は、解体撤去工事仕様書に沿って具体的な工事の手順や工法等を記した「解体撤去工事施工計画書」を作成し、JESCO に提出する。

JESCO は、解体撤去工事の進捗について各事業部会・監視委員会等に適宜確認していただきながら、工事を進める。